

# 入札説明書類

件名：市販加工食品データベースシステム構築業務（総合評価落札方式）

令和5年9月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

- ①入札説明書 . . . . . 1 部
- ②仕様書 . . . . . 1 部
- ③契約書(案) . . . . . 1 部
  - ①～③：応札にあつては、内容を熟知すること。
- ④質疑書 . . . . . 1 部
- ⑤ご担当者連絡先 . . . . . 1 部
  - ④～⑤：期限(令和5年10月4日)までにメールにて提出すること。  
また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。
- ⑥競争参加資格確認関係書類 . . . . . 1 部
- ⑦誓約書 . . . . . 2 種
- ⑧保険料納付に係る申立書 . . . . . 1 部
- ⑨技術提案書等 . . . . . 正本1部、写し7部
  - ⑥～⑨期限(令和5年10月18日)までに提出すること。
- ⑩入札書 . . . . . 1 部
  - ⑩：1回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。  
また、提出期限(令和5年10月20日)を厳守すること。
- ⑪入札書等記載要領 . . . . . 1 部
- ⑫入札辞退届 . . . . . 1 部
  - ⑪：応札しない場合、令和5年10月20日までに提出すること。
- ⑬委任状 . . . . . 1 部
- ⑭年間委任状 . . . . . 1 部
  - ⑬～⑭：内容を熟知し、該当する場合は、  
開札当日(令和5年10月23日)、開札会場へ持参すること。

# 入札説明書

「市販加工食品データベースシステム構築業務（総合評価落札方式）」にかかわる入札公告（令和5年9月27日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（17規程第7号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（17要領第8号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

## 2 委託業務内容

- (1) 契約件名 市販加工食品データベースシステム構築業務（総合評価落札方式）
- (2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間 自：令和5年10月23日 至：令和6年3月29日
- (4) 納入場所 大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパークNKビル  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所
- (5) 入札方法

本件は入札に併せて技術等の提案書を受け付け、価格と技術等の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札である（評価方法については評価手順書を参照すること）。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

## 3. 入札説明会の実施

- 1) 開催日時 10月3日 10時00分（オンライン形式でも同時開催の予定）
- 2) 開催場所 大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパークNKビル  
1階研修展示室
- 3) 参加の要否 入札説明会への参加は任意とする。
- 4) 参加の登録 現地参加については事前登録不要。オンライン形式での参加を希望する場合は、10月2日15時00分までに総務部会計課管理係 [eiken-kaikei@nibiohn.go.jp](mailto:eiken-kaikei@nibiohn.go.jp) 宛てにメールにて参加登録を行うこと。

## 4 競争参加資格

- (1) 契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度厚生労働省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」

のA～Dのいずれかの等級に格付けされている者であること。

- (3) 当該役務・物品等を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。
  - (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
  - (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
  - (6) その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
  - (7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）の内容について問題がない者であること。
  - (8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。
  - (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
  - (10) 「個人情報保護に関する法律」（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。
  - (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
    - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- 注）各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (12) 直近5年以内に国立研究開発法人や国立大学法人とシステム開発等類似の業務実績を有すること。
  - (13) 本件業務における事業遂行責任者を1名、副責任者を1名設置し、その連絡先を当所に登録できること。事業遂行責任者は、受託企業の従業員であり、かつ、委託業務に関する最終責任者として機能する者を選定すること。

## 5 提出書類等

### (1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和5年10月4日（水）17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無にかかわらず提出すること。

提出先メールアドレス 総務部会計課管理係 [eiken-kaikei@nibiohn.go.jp](mailto:eiken-kaikei@nibiohn.go.jp)

### (2) 技術提案書等

令和5年10月18日（水）17時00分までに正本1部及び写し7部を下記7（1）の場所に提出しなければならない。技術提案書の作成及び提出にあたっては下記のA～クを遵守すること。

ア. 提案書の記入様式は別紙3「技術提案書」とおりとする。

イ. 別紙3「技術提案書」の記入内容については、別紙2「市販加工食品データベースシステム構築業務一式技術提案書等の評価基準及び採点表」に記載の基礎点（必須項目）が充足されていることを明確とすること。

ウ. 提出できる提案書については1種類のみとし、複数種類の提案書の提出は認めない。

エ. 技術委員会にて使用するプレゼンテーション用資料、製品カタログ等の提案書の内容

- を補足する参考資料を添付することが可能である。
- オ. 日本語以外の言語で作成された提案書等は無効とする。
  - カ. 提案書等における金額の表示については日本国通貨とすること。
  - キ. 提案書等は紙媒体にて作成すること。
  - ク. 提案書等の作成に係る費用一切は入札者の負担とする。
  - ケ. 提出された提案書等については返却しない。

(3) 競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書4の競争参加資格を有することを証明する書類等(※)を令和5年10月18日(水)17時00分までに下記7(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(※)とは下記の書類である。

- ①資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、4(7)を証明する書類
- ④誓約書(4(3)の誓約書及び4(8)の誓約書)
- ⑤保険料納付に係る申立書(4(11)の申立書)

(4) 入札書

提出期限は令和5年10月20日(金)17時00分(郵送の場合も同様)  
詳細は下記7を参照。

(5) 入札辞退届

応札しない場合、開札前日(令和5年10月20日)までに提出すること。

(6) 委任状・年間委任状

該当する場合は、開札当日(令和5年10月23日)に開札会場へ持参すること。

## 6 技術評価委員会

本件入札では、提出された技術提案書等の内容について、技術評価委員会において審査を行う。この際、入札者は、技術評価委員会に対して、指定された日程、場所、方法によって提案書等の内容について説明(プレゼンテーション)を行うこと。

(1) 技術評価委員会の開催場所及び日時

- ア. 日時 令和5年10月20日(金)9:00~
- イ. 場所 大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパークNKビル3階  
テレビ会議室(オンラインでの参加も認める)

(2) プレゼンテーションの実施内容

1社30分(質疑応答10分を含む)で提案書等の内容についての説明を行うこと。会場にはノートパソコン、プロジェクター及びスクリーン、大型モニタを用意する。なお、オンラインでの参加を希望する場合には令和5年10月18日(水)17時00分までにその旨を総務部会計課管理係([eiken-kaikei@nibiohn.go.jp](mailto:eiken-kaikei@nibiohn.go.jp))にメールにて連絡すること。

(3) 審査方法について

- ア. 審査体制

技術評価委員会の委員は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の職員にて構成する（5名程度）。

イ. 審査方法及び結果通知について

別紙1「市販加工食品データベースシステム構築業務 評価手順書（加算方式）」に基づき、技術評価委員会が審査を行い、当該審査を踏まえて開札を実施する。なお、審査結果については開札結果の通知に代えて行う。

7 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒566-0002 大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパークNKビル

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 総務部会計課管理係

電話：06-6384-1120

(2) 入札書等の提出方法

①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和5年10月23日開札 市販加工食品データベースシステム構築業務（総合評価落札方式） 入札書在中」と記載しなければならない。

②郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和5年10月23日開札 市販加工食品データベースシステム構築業務（総合評価落札方式） 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記7の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

④入札書の日付は、提出日を記入すること。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

①本入札説明書に示した競争参加資格のない者

②入札条件に違反した者

③入札者に求められる義務を履行しなかった者

④入札書の金額が訂正してある場合

⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合

⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。

②入札者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について他の入札者の代理人を兼ね

ることができない。

## 8 開札及び落札後の手続

### (1) 開札の日時及び場所

令和5年10月23日(月) 15時00分

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 研修展示室

### (2) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

### (3) 落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
- ③価格点及び技術点が競争参加者の中で最も高い者。
- ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役が認めた者。

### (4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

### (5) 契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

# 質 疑 書

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : 市販加工食品データベースシステム構築業務 (総合評価落札方式)

上記件名の調達に係る質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和5年10月4日（水）17時00分

提出先メールアドレス： 総務部会計課管理係 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp



## ご担当者連絡先

件名：市販加工食品データベースシステム構築業務（総合評価落札方式）

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和5年10月4日（水）17時00分

提出先メールアドレス：総務部会計課管理係 [eiken-kaikei@nibiohn.go.jp](mailto:eiken-kaikei@nibiohn.go.jp)

# 競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書（2種類）
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 その他参考資料  
会社履歴書等
- 5 技術提案書等
- 6 提出部数 各1部（5は正本1部、写し7部）
- 7 提出期限 令和5年10月18日（水）17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

## 誓 約 書

弊社は、「市販加工食品データベースシステム構築業務（総合評価落札方式）」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

## 誓 約 書

弊社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

## 記

### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

(別紙様式)

## 保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

(住 所)

\_\_\_\_\_

(名 称)

\_\_\_\_\_

(代表者)

\_\_\_\_\_ 印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

# 入札書

件名 市販加工食品データベースシステム構築業務（総合評価落札方式）

金 \_\_\_\_\_ 円也

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

（競争参加者）

住 所

称号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

入 札 書

1. 入 札 件 名           ○○○○○○○○○

2. 入 札 金 額       ¥ \_\_\_\_\_

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和    年    月    日

(競争参加者)

住 所    【記載要領】(2)及び  
          (3)の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

【 記 載 要 領 】

(1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

(2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1：契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2：契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印



- (3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1: 契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」			
(競争参加者)			
住 所	大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇		
氏 名	株式会社 □□□□ 大阪支店		
	代表取締役 △△ △△		
代 理 人	〇〇 〇〇 印		
「例2: 契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」			
(競争参加者)			
住 所	東京都〇〇〇〇〇〇〇〇		
氏 名	株式会社 □□□□		
	代表取締役 △△ △△		
復代理人	〇〇 〇〇 印		

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

封筒記載例（入札書のみ入れて下さい。）

（表面）

令和〇〇年〇月〇〇日 開札

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札書在中

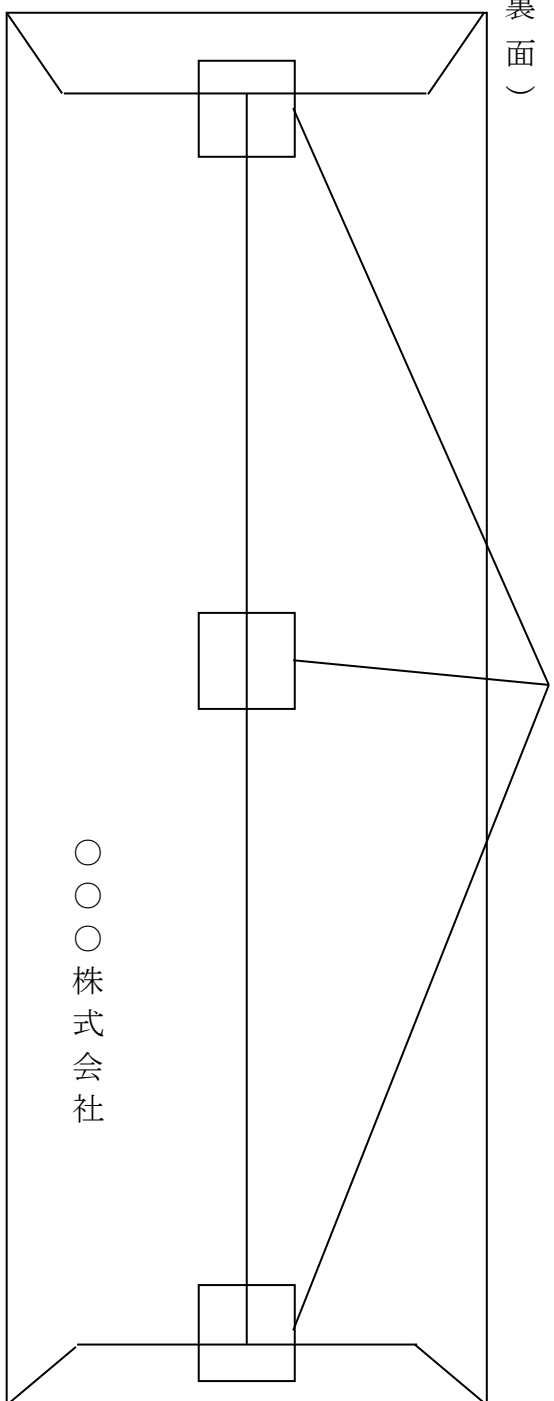
契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

（裏面）



# 入札辞退届

件名：市販加工食品データベースシステム構築業務（総合評価落札方式）

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

入札者

住所

氏名(社名)

# 委任状

私は、  
を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

## 記

### 委任事項

令和5年10月23日開札 件名「市販加工食品データベースシステム構築業務（総合評価落札方式）」の競争入札に関する開札日における一切の権限を委任いたします。

代理人

氏名

印

令和 年 月 日

委任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

# 年間委任状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

## 記

1. 見積、入札及び契約の締結に関する事。 (契約の変更、解除に関する事を含む)
2. 契約物件の納入及び取下げに関する事。
3. 契約代金の請求及び受領に関する事。
4. 復代理人を選任すること。
5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。  
【工事契約以外の場合は除く】  
(ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。)

令和 年 月 日

## 契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

## 委任者

本社・本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 受任者

支店等所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：市販加工食品データベースシステム構築業務（総合評価落札方式）

## ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒566-0002

大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパークNKビル

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 総務部会計課管理係

提出先メールアドレス [eiken-kaikei@nibiohn.go.jp](mailto:eiken-kaikei@nibiohn.go.jp)

## 期限について

ご担当者連絡先・質疑書 : 令和5年10月4日（水）17時00分まで  
技術提案書等 : 令和5年10月18日（水）17時00分まで  
競争参加資格確認関係書類 : 令和5年10月18日（水）17時00分まで  
入札書 : 令和5年10月20日（金）17時00分まで  
開札日の日時 : 令和5年10月23日（月）15時00分

## 入札参加改善に向けたアンケート

案件名	市販加工食品データベースシステム構築業務(総合評価落札方式)
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか <input type="checkbox"/> 1 特に問題はなかった <input type="checkbox"/> 2 期間が短かった (具体的な必要期間: _____ )
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします。	<input type="checkbox"/> 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 <input type="checkbox"/> 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 <input type="checkbox"/> 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的業務: _____ ) <input type="checkbox"/> 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 <input type="checkbox"/> 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績: _____ ) <input type="checkbox"/> 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 <input type="checkbox"/> 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 <input type="checkbox"/> 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 <input type="checkbox"/> 9 その他:自由記載 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございます。

市販加工食品データベースシステム構築業務  
評価手順書(加算方式)

令和5年9月  
国立研究開発法人  
医薬基盤・健康・栄養研究所



本書は、「市販加工食品データベースシステム構築業務」に関する評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続き及び提案の配点基準を以下に記す。

## 1. 落札方式及び得点配分

### 1-1 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「1-2 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 応札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 別添「評価項目一覧」に記載される要件のうち必須とされた項目を全て満たしていること。

### 1-2 総合評価点の計算

$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$
--

$$\text{技術点} = \text{基礎点} + \text{加点}$$

$$\text{価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

### 1-3 得点配分

技術点	150点
価格点	50点

## 2. 評価項目の加点方法

### 2-1 評価項目得点構成

評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて提案要求事項毎の得点が決定される。(評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は別紙2「市販加工食品データベースシステム構築業務技術提案書等の評価基準及び採点表」を参照)

### 2-2 基礎点評価

基礎点は、提案要求事項の評価区分が必須である事項のみに設定されている。評価の際には提案要求事項の要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。提案者は、提案書にて基礎点の対象となる要件を全て充足することを示さなければならない。一つでも要件が充足できないとみなされた場合は、その応札者は不合格となる。

## 2-3 加點評価

加點は、各提案要求事項の加點を評価する際の観点に沿って評価を行う。

## 3. 評価の手続き

### 3-1 技術評価

複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果(点数)を合計し、それを平均して技術点を算出する。評価基準については、別紙2「市販加工食品データベースシステム構築業務技術提案書等の評価基準及び採点表」を参照すること。

### 3-2 総合評価

以下を合計し、総合評価点を算出する。

- ① 2「評価項目の加點方法」により与えられる技術点
- ② 1-2「総合評価点の計算」に記した式により算出した価格点
- ③ 技術点と評価点の算出において、小数点以下の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

## 別紙 2

## 市販加工食品データベースシステム構築業務技術提案書等の評価基準及び採点表

			委員名	
番号	評価基準	配分点	採点	備考
1	技術提案書全般	25	0	
(1)	業務内容を的確に把握・理解しているか	15		
(2)	技術提案書の構成・見栄えはどうか（分かりやすい内容か、まとめ方の良否）	10		
2	データベース等提案	55	0	
(1)	データベースの提案内容が、具体性、妥当性、説得力をともなっているか	15		
(2)	独自の発想に基づく提案が含まれているか	15		
(3)	調達検討書に記載した留意点を踏まえた内容であるか	15		
(4)	将来のデータ増加やシステム改修を考慮したフレキシブルな変更にも対応可能な内容か	10		
3	業務実施体制	30	0	
(1)	実施体制について、業務遂行上問題がないか（設備・システム・技術者の有無・要員計画・実施スケジュール・経費概算等の妥当性）	15		
(2)	セキュリティおよび秘密保持体制が万全であるか	15		
4	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組	40	0	
	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）	10		
	次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	10		
	若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	10		
	所定外労働時間の削減等に関する目標値を設定し、実績と合わせて公表しているか	10		
	合計点（1～4）	150	0	
その他所感について（任意記載）				

## 採点基準について

- ・ 技術提案書ごとに評価基準各項目について 5 段階の評価を付す（各配点に沿って配点数を 5 分割する）

（10点満点の場合）

特に優れている；10、優れている；8、普通；6、やや劣る；4、劣る；2

- ・ 5分割の配点の中間点とする場合、及び評価に当たりコメントを必要とする場合は、備考欄にその理由・内容を記入する。なお、評価基準に外れると判断された場合は0でも可とする。

その他所感について

評価には直接反映しないものの、選考委員会で協議を行う場合参考とする。

### 別紙3 技術提案書

会社名：
------

<b>技術評価委員会参加者</b> （参加者全員について記載すること。枠が足りなければ追加してよい）
--

参加者1（名前、部署、電話番号、メールアドレス）
--------------------------

参加者2（名前、部署、電話番号、メールアドレス）
--------------------------

参加者3（名前、部署、電話番号、メールアドレス）
--------------------------

下記の1～5の各項目についてすべて記入すること（記入にあたり任意様式で別紙を作成し、添付してもよい）

**1 本業務に対する基本方針**：「市販加工食品データベースシステム構築業務一式に係る企画等の業務委託」の趣旨を踏まえ、本業務の基本的な方針について記述すること。

**2 技術等提案について**：仕様書5～6を参考に下記の（1）～（3）の各項目についての提案内容を記述すること。

（1）各データベース案（デザイン等の工夫等含む）

（2）将来的なデータ増加、システム改修等への対応について

（3）その他説明事項

**3 業務実施体制**：業務従事者の役割分担等について下記の（1）～（3）の各項目についての提案内容を記述すること。

（1）担当するチーム（担当）の構成、役割分担、配置予定者の氏名、役職を記載

（2）業務実施スケジュール

（3）セキュリティおよび秘密保持体制について（記載に際しては仕様書7を参照すること）

**4 業務実績**：過去5年間における本業務と同様の業務の実績若しくは本業務を受託するにあたり同等の能力を持つとする内容について記述すること。

**5 女性の活躍、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組**：下記の（１）～（３）の項目について取り組み状況を記載すること。

（１）女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）状況  
（※常時雇用する労働者の数が 300 人以下の事業主の場合、行動計画の策定も考慮に含む。）

（２）次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）状況

（３）若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）状況

# 仕様書

## 1. 件名

市販加工食品データベースシステム構築業務一式

## 2. 業務の目的

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下、委託者とする。）が実施している「食環境整備推進のための産学官等連携共同プロジェクト」（以下、本プロジェクトとする。）は、産学官の連携による栄養および食生活に関する調査や研究等を行うことによって、持続可能性のある食環境整備を推進し、公衆衛生の向上および増進を図り、国民の健康向上に資することを目的としている。本プロジェクト内の「データベースシステム開発研究」では、日本食品標準成分表では網羅されていない、ウェブ上に公開された食品情報、市販食品に表示された栄養成分情報及び食事摂取基準等において摂取量の基準が示されている栄養素の情報等の市販加工食品に係る食品成分データ並びに市販加工食品を使用した料理レシピ及び料理の栄養成分等のデータについて、データベース（以下、本データベースとする。）を構築することを目的としている。本件は本データベースを運用するためのシステム一式（以下、本システムとする。）の構築を委託するものである。

## 3. 業務の履行期間

契約締結日より令和6年3月29日まで

## 4. 履行場所

受託者の所在地

## 5. 履行業務内容

### （1）システムの設計及び開発

下記6に示す仕様を満たす以下の4つのデータベース、データ登録システム及びデータ検索・閲覧システムを含む本システムを構築すること。本システムについては上記3に従い、委託者が指定する日までにテスト版を納品後に委託者の確認を受け、委託者から修正依頼があった場合は、当該依頼を踏まえた修正を行い、委託者が指定する日までに完成版を納品すること。

#### 【構築するデータベース】

- ①「市販加工食品データベース」
- ②「料理レシピデータベース」
- ③「料理レシピの栄養成分データベース」
- ④「画像データベース」

なお、開発にあたっては事前に業務計画書及び設計計画書を作成し、委託者の承認を受けること。また、業務等を適正かつ円滑に実施するため、開発開始後も委託者に2週間に1回以上の頻度で電話やメールにて進捗報告及び設計等の詳細確認を行うこと。

(2) データの登録

上記(1)にて開発したシステムに委託者が提供するデータを登録すること。

(3) 教育支援

本システムの完成後、速やかに委託者が指定する本システムの運用者に下記の教育支援を行うこと。

(ア) データベース操作マニュアル(手順書及び設定書)の作成

(イ) 操作手順に関する説明会1回の実施(オンラインでも可)

(3) 運用支援

本システムの完成後も下記の内容にて本システムの運用支援を行うこと。

(ア) 運用方法や機能詳細について委託者からの問い合わせについて電話又はメールによって3営業日以内に対応できる体制を構築すること。

(イ) 本システムについて令和6年度以降の運営に係るロードマップについて提案を行うこと。

## 6. 機能要件

(1) データベース

(ア) 上記5(1)で示した各データベースの登録予定内容は下記のとおりとする。各データベースに収載する項目数や項目内容の詳細は、委託者と協議の上、決定すること。

(イ) 各データベースについては下記の登録予定内容に加えてデータの管理情報(データベースの情報数、データアップロード、ダウンロードの日時及びデータベースへのアクセス数等の情報)を含むものとする。

(ウ) 上記5(1)①「市販加工食品データベース」は、企業側から提供される栄養成分等のデータから構成される。「市販加工食品データベース」に収載する食品数は2万件、食品に関する項目は500項目を想定している。項目として、加工食品商品基本情報、栄養成分、品質一般、名称、調理方法等を想定している。

(エ) 上記5(1)②「料理レシピデータベース」は、CSVまたはxlsデータから構成される。収録するレシピ件数は、1000件程度を想定している。項目として料理の種類、料理名、調理方法、食品名等の情報等30項目程度を想定している。

(オ) 上記5(1)④「画像データベース」は、①「市販加工食品データベース」及び②「料理レシピデータベース」の写真や画像から構成される。画像データは20,000件程度を想定している。

(カ) 各データベースに登録される情報についてはID等に用いた統一されたルールによって管理され、各データベース間で相互に紐づけ可能なものとする。



## (2) データ登録システム

各データベースへの登録機能は下記のとおりとすること。

- (ア) 上記5(1)①「市販加工食品データベース」は、委託者が指定する食品企業から提供されるデータ（データの形式はCSVまたはxlsを想定している。）を一元的に簡便に登録可能なものとする。
- (イ) 上記5(1)②「料理レシピデータベース」及び③「料理レシピの栄養成分データベース」に掲載するデータは、委託者が提供するCSVまたはxlsファイルデータ、または委託者が指定する食品企業から提供されるデータを一元的に簡便に登録可能なものとする。
- (ウ) 上記5(1)④「画像データベース」に掲載される画像データは、上記5(1)①「市販加工食品データベース」に掲載する加工食品の画像及び②「料理レシピデータベース」に掲載する料理の画像を簡便に登録可能なものとする。画像の形式はBMP、GIF、JPG、PNGを想定している。
- (エ) 上記(1)(イ)データの管理情報については各データの登録時に自動的に登録されるものとする。
- (オ) データベースの内容は1日1回自動バックアップし、n日分（n=パラメータ設定）の世代管理を行うものとする。

## (3) データ検索・閲覧システム

各データベースに登録されたデータの検索及び閲覧機能は下記のとおりとすること。

### (ア) データ検索機能

各データベースに掲載された情報の検索機能については、キーワードを入力することにより検索結果画面上に必要な情報が表示され、下記のとおり各データ別に設定された閲覧可能な者のみが閲覧できるものとする。検索結果に表示された閲覧可能な情報については、データのエクスポート等によりダウンロード可能な仕組みとすること。

### (イ) データ閲覧機能

各データベースシステムに掲載されたデータの情報レベルは下記の3段階とし、データの閲覧が可能な者の範囲が限定されたものとする。なお、各情報レベルでの閲覧可能な者や公開データの範囲は委託者による運用に合わせて変更がありうるため、当該変更に対応できるよう柔軟且つ簡便に設定できるものとする。

情報のレベル	閲覧可能な者の範囲
情報レベル1	一般のインターネットが閲覧可能な全ての者（オープン情報）。
情報レベル2	委託者が指定する本プロジェクトの関係者のみ。
情報レベル3	委託者より発行するIDとパスワードを有する者のみ。

- (ウ) データの閲覧方法や提供データについては委託者の運用方法の変更に伴い将来的に変更することを視野に入れている。このため、提供データの変更やアップデートに

柔軟に対応できる仕組みの構築を行うこと。

#### (4) システム共通の環境要件

- (ア) 本システムはテスト版も含めてクラウドサーバー上に構築すること。使用するクラウドサービスは受託者側で用意するものとし、契約期間内のクラウドサーバー利用料は受託者側で負担すること。
- (イ) パブリッククラウドサーバーサービスを利用する場合、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」に登録させたサービスを利用すること。
- (ウ) クラウド・ホスティング等の環境については日本国内に物理的に設置され、国内法令が適応されること。
- (エ) 使用するクラウドサーバーについては、他のクラウド・ホスティング等利用者から影響を受けないよう、当該システム利用者端末以外から URL を指定してもシステム接続が不可能な仕組みを実装していることとし、専用セグメント内にて運用、もしくは、IP アドレス制限を行う運用、もしくは、クライアント証明書による運用が可能なものとする。
- (オ) システムの利用者は、日本国内からのアクセスに限るように設定すること。
- (カ) 本システムは当面、委託者が指定する本プロジェクトの関係者のみが閲覧できる仕様として運用する。このため、20 人程度の者にシステム使用権限を与え、1 分間に 10 人程度アクセス可能な環境での構築を行うこと。
- (キ) システム運用において使用するブラウザは Google Chrome、Safari 及び Microsoft Edge を対象とし、システム開発時の最新バージョンにて表示可能なものとする。また、使用する OS は Windows10 以降の Microsoft 製品を想定している。
- (ク) システム運用における表示画面サイズは 13 インチ（1920x1080）を想定している。
- (ケ) データベース等のレイアウト及びページデザインについては、必要最低限のユーザーインターフェイスを維持し、受託者より委託者に具体的な提案を行うこと。

## 7. 必要となるセキュリティ要件

本件業務の遂行にあたって以下の情報セキュリティ体制を実現すること。また、委託先における情報セキュリティ対策の管理体制及び遵守方法に関して書類等で確認できること。

- (1) 情報セキュリティ要件が日常的に運用できていることを担保するため、以下の環境が整備されていること。
  - (ア) 情報資産の管理について区画ごとのゾーンレベルを設定し、情報資産管理エリアへのアクセス権が明確化されていること。
  - (イ) IC カード等による物理的入退室管理を行っていること。
  - (ウ) 秘密情報は鍵付きキャビネットで保管すること。
  - (エ) 委託者より情報（文書、電子情報等）を借用した場合は、機密情報受理管理台帳に顧客所有物名（借用物名）や取り扱い方法等を記載し管理すること。

- (オ) 借用した情報については、電子情報は認証によるアクセス制限が行われているサーバーに保管し、定期的にバックアップを行うこと。
- (2) 受託者の資本関係・役員等の情報、委託業務の実施場所、委託業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。
- (3) 本件業務の実施のために当所から提供する情報その他業務実施において知り得た情報については、その秘密を保持し、また本件業務の目的以外に利用しないこと。
- (4) 本件業務に関連する情報が記録された情報機器を廃棄する場合は、その内容が復元できないようにすること。
- (5) 本件業務の過程で一時的に作成及び使用したアカウント情報は、作業完了後にすみやかに抹消すること。
- (6) 本件業務の終了時に、取り扱った情報が確実に返却もしくは抹消されること。なお、情報を抹消した際に、当所に連絡を行い、抹消した内容及び抹消した日時について当所の確認を受けること。
- (7) 本件業務の実施にあたり、受託者は従業員その他の者による意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備すること。
- (8) 本件業務に際して、セキュリティ上問題となりうる可能性のあるソフトウェアを使用しないこと。
- (9) 上記のセキュリティ要件が適切に実装されるように下記の情報セキュリティ対策を行うこと。
- (ア) 要保護情報への不正アクセス、滅失、き損等に対処するための環境を整備する。
- (イ) セキュリティ要件が適切に実装されるようにセキュリティ機能を設計し、本システムに脆弱性が混入されることを防ぐため、以下を含むセキュリティ機能を実装する。
- ・機器及びソフトウェアについて公表される脆弱性情報を常時把握する。
  - ・把握した脆弱性情報について、対処の要否、可否につき委託者と協議し、決定する。この際、セキュリティパッチの提供がある場合は、セキュリティパッチの適用による情報システムへの影響を考慮したうえで、影響のない場合は最新のセキュリティパッチを適用する。決定した対処又は代替措置を実施する。
  - ・セキュリティ機能が適切に実装されていることを確認するため、設計レビューやソースコードレビュー等を実施する。
  - ・脆弱性検査を含む情報セキュリティ観点での試験を実施する。その際は、脆弱性検査ツールや点検基準を用いた検査を実施し、必要な措置を講ずる。
- (10) 本件業務の遂行において情報セキュリティが侵害される又はそのおそれがある場合には、速やかに委託者に報告すること。

## 8. 秘密の保持

受託者は、業務遂行の過程で知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。なお、以下の事項を遵守すること。

- (1) 取り扱う情報は、他の目的には使用しないこと。
- (2) 取り扱う情報は、情報処理業務を行う者等の本件業務関係者以外には秘密とすること。
- (3) 取り扱う情報は、成果物の授受を除いて特定の場所から持ち出さないこと。
- (4) 取り扱う情報は、委託者の許可なく複製しないこと。
- (5) 業務の終了等により不要となった場合に、入力データを抹消すること。

## 9. 再委託

受託者は、本件業務の全部又は総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に委託することは出来ない。ただし、委託者との契約上受託者に求められる水準と同等の情報セキュリティ水準を再委託先においても確保し、下記の事項を遵守することを条件に業務の一部（契約額の1/2未満の範囲内）を事前に委託者の承認を得ることによって第三者に委託することができる。

- (ア) 受託者は、再委託先が実施する情報セキュリティ対策及びその実施状況を当所に報告しなければならない。
- (イ) 受託者は、再委託先の事業者名、住所、再委託対象とする業務の範囲、再委託する必要性、資本関係、役員等の情報及び再委託事業の実施場所について、委託者に提供しなければならない。
- (ウ) 上記(イ)前に加えて、再委託先において本委託事業に関わる要員の所属、専門性（資格等）、実績及び国籍についての情報を委託者へ提示するとともに、係る管理体制について委託者による確認（立入調査）を随時受け入れなければならない。

## 10. 納品物及び納品場所

- (1) 納品物
  - (ア) 業務計画書、設計計画書及び打ち合わせ資料一式（議事録を含む）
  - (イ) データベース仕様書一式
  - (ウ) 動作確認済のプログラムソースファイル一式
  - (エ) 動作確認済のプログラム実行ファイル一式
  - (オ) 動作確認済のデータベース一式
  - (カ) データベース操作マニュアル
  - (キ) 作業完了報告書

上記納品物については(キ)を除き電子データ媒体として作成し、DVD-R等の電磁記録媒体に格納して正副2部納品すること。(キ)については紙媒体にて1部納品すること。

## (2) 納期

令和6年3月31日

なお、全ての納品物については2月28日までに一旦納品を行い、委託者の確認を受けた後、完成版の納品を行うこと。

## (3) 納品場所

〒566-0002 大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパークNKビル  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所

### 1.1. 検査・検収

- (1) 受託者は、成果物の納品後、当所の検査・検収を受けなければならない。
- (2) 本業務は、当所の検査・検収に合格したときをもって履行完了とする。
- (3) 検査・検収に合格しないときは、受託者は、遅滞なく改善措置を施して当所の検査を受けなければならない。
- (4) 本業務の検査・検収に合格した後、本業務に係る代金を請求することができる。

### 1.2. 受託者の要件

- (1) 直近5年以内に国立研究開発法人や国立大学法人とシステム開発等類似の業務実績を有すること。
- (2) 本件業務における事業遂行責任者を1名、副責任者を1名設置し、その連絡先を当所に登録できること。事業遂行責任者は、受託企業の従業員であり、かつ、委託業務に関する最終責任者として機能する者を選定すること。

### 1.3. その他

- (1) 本件業務により生じた最終成果物及び中間成果物などの一切の成果物の知的財産権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。）は全て委託者に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合または委細のない事項が生じた場合は、受託者は委託者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

### 1.4. 問い合わせ先

〒566-0002 大阪府摂津市千里丘新町3-17  
健都イノベーションパークNKビル  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所  
電話番号：06-6384-1120

～入札・契約関係～

総務部健康研会計課

見代（みよ）・峯（みね）

メールアドレス：eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

～仕様関係～

栄養疫学・食育研究部

森（もり）

メールアドレス：nagmori@nibiohn.go.jp

## 適合証明書

件名：市販加工食品データベースシステム構築業務
社名：
部署名及び担当者氏名：
電話番号：
メールアドレス：

番号	仕様書の要件	補足事項	証明内容	適合
1	直近5年以内に国立研究開発法人や国立大学法人とシステム開発等類似の業務実績を有すること。	業務履歴書及び契約書等の写しを添付すること。		
2	本件業務における事業遂行責任者を1名、副責任者を1名設置し、その連絡先を当所に登録できること。事業遂行責任者は、受託企業の従業員であり、かつ、委託業務に関する最終責任者として機能する者を選定すること	業務体制表を添付すること。		

- ・証明内容の欄には添付する資料の内容を記載すること
- ・適合の欄は当所側で記入するため、空欄とすること

# 契 約 書

1. 件 名 市販加工食品データベースシステム構築業務
2. 履 行 場 所 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
国立健康・栄養研究所  
大阪府摂津市千里丘新町3-17  
健都イノベーションパーク NK ビル
3. 契 約 期 間 自 令和5年10月23日  
至 令和6年3月29日
4. 契 約 金 額 金 円  
(うち消費税 円)
5. 契 約 保 証 金 免 除

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔（以下「甲」という。）と落札者（以下「乙」という。）とは、市販加工食品データベースシステム構築業務について、下記の条項に基づき契約を締結する。

## 記

（契約の範囲）

第1条 この契約の範囲は、別添仕様書に定める。

（禁止又は制限される行為）

第2条 乙は、この契約により生ずる全ての権利又は義務を第三者に譲渡し、又は請け負わせたり、担保に供したりする等の処分行為をしてはならない。ただし、あらかじめ文書をもって甲の承認を得た場合には、この契約により生ずる権利又は義務の一部を第三者に請け負わせることができる。

（守秘義務）

第3条 乙は、この契約に基づく業務中に知得した甲の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。



(契約の変更)

第4条 本契約書第1条に定める作業内容に異動を生ずる場合は、甲、乙協議の上契約を変更することができる。

(検査及び引渡し)

第5条 乙は、作業が終了したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙から引渡しの申出があったときは、直ちにその引渡しを受けるものとする。

3 前項の検査に合格しないときは、乙は、遅滞なく改善措置を施して甲の検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、甲が乙から改善措置を終了した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

(代金の支払)

第6条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、甲に代金の支払を請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内にその代金を支払わなければならない。

(遅延利息)

第7条 甲は、前条に規定された期日までに甲の責により作業代金を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律256号）第8条に定める年率を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(延滞料)

第8条 甲は、乙が期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を延滞料として徴収するものとする。

(危険負担)

第9条 甲及び乙は、この契約に基づく作業中双方の責がなく契約の目的物が滅失又は損傷し、若しくは作業の履行が出来なくなり履行不能となったとき、当該契約は解除することが出来る。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、納期限までに乙がこの契約を完全に履行する見込みがないとき。

二 乙又はその使用人が甲の行う検査に際し、不正行為を行い、若しくは甲又は甲の指名する検査員の職務の執行を妨げたとき。

三 甲の都合により契約の解除を必要とするとき。

(乙の解除権)

第 11 条 乙は、甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないときは、この契約の全部、又は一部を解除することができる。

(違約金)

第 12 条 甲が、第 10 条第 1 号及び第 2 号により契約を解除した場合、乙は違約金として、契約金の 100 分の 10 に相当する金額を甲に納付しなければならない。

(損害賠償)

第 13 条 甲及び乙は、この契約に基づき相手方の責めに帰すべき事由によって損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する損害賠償の請求は、文書により行わなければならない。

3 第 1 項に規定する損害賠償額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 14 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部、又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条若しくは同法第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6、同法第 198 条、又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員、又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 2 第 13 項又は第 16 項の規定による通知を受けたとき、速やかに当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 15 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一

部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
  - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
  - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
  - 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第 17 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 18 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 19 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 20 条 甲は、第 1 4 条、第 1 6 条、第 1 7 条及び第 1 9 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第 1 4 条、第 1 6 条、第 1 7 条及び第 1 9 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 21 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要

な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第 22 条 甲は検査終了後に、履行された業務が契約の内容に適合しないこと（以下「不適合」という。）を発見したときは、乙に対し、納品後 1 年以内に限り、相当の期間を定めて、甲の指定した方法により、目的物の修補、代替品の納入を求めることができる。ただし、仕様書に保証について特段の定めがある場合、この限りでない。また、民法第 562 条第 1 項ただし書は本契約には適用しない。

2 前項の期間内に乙が追加の作業をしないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 本条の規定は、不適合について、甲が乙に対して損害賠償を請求し、あるいは契約を解除することを妨げない。

(協議)

第 23 条 この契約について、甲、乙間に問題又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲、乙協議の上解決するものとする。

(裁判管轄)

第 24 条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上各自 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 10 月 23 日

(甲) 大阪府茨木市彩都あさぎ 7 丁目 6 番 8 号  
契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔

(乙)